

教生学第 361 号
平成 27 年 7 月 10 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全)

いじめの問題に対する取組の徹底について (通知)

このことについては、これまでも指導をいただいているところでありますが、過日、岩手県において、いじめとの関連が考えられる中学生の自殺事案が発生したとの報道がありました。

その原因や背景など詳しいことについては、現時点では明らかになっておりませんが、本事案の重大性を踏まえ、本道のすべての教育関係者が連携・協力して、このようなことが決して起きないように努める必要があります。

については、各学校において、「北海道いじめ防止基本方針」を改めて確認し、次の重点事項を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を一層充実するようお願いいたします。

記

【重点事項】

- 1 学校は、いじめの問題に迅速に対応するためには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、いじめの認知に努めること。
- 2 学校は、日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に努めること。
- 3 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導すること。
- 4 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を P D C A サイクルにより点検、見直しを行うとともに、学校内での情報共有や組織的な対応等について一層の改善充実を図ること。

【関連通知】

- 「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」(平成 27 年 2 月 9 日付け教生学第 1018 号学校教育局長通知)
- 緊急メッセージ「いじめをなくしかけがえのない子どもたちの生命を守るために」について (平成 24 年 8 月 3 日付け教生学第 337 号教育長通知)

(生徒指導・学校安全グループ)